

5

VOL. 3 1995

第3号

産業廃棄物財團ニュース

目次

◎ 廃棄物と文明	平岡正勝	1
◎ 家電業界に於ける廃棄物対策について	(財) 家電製品協会	4
◎ 管理型最終処分場の増設工事について	奥田耕一郎	9
◎ 産廃用総合中間処理施設の建設に向けて	神内一樹	13
◎ 財団の業務内容について		18
◎ 産業廃棄物の制度と実際—欧州・日本の最新事情—の出版について		20
◎ 債務保証業務について		21
◎ 「特定施設及び産廃物処理センター」の担当者会議の開催について		22
◎ 役員・評議員・企画運営委員会委員名簿		23

寄稿

廃棄物と文明



地球環境システム工学研究所所長
(京都大学名誉教授)

平岡正勝

最近の地球環境問題の高まりの中で、従来の大量生産・消費・廃棄の見直しが問題となっている。今度の阪神大震災においても近代都市のもうさに呆然としている状況である。中でも廃棄物問題は、大げさに言えば、われわれが近代文明の見直しを迫られている問題と言えよう。

文化は Culture の訳であり、文明は、Civilization の訳である。手元の角川国語辞典を引くと、文化：1) 世の中が開け進むこと、2) 学問、道徳で民を教え導くこと、3) 人間が本来の理想を実現していく活動の過程、その物質所産である文明に対して、特に精神的所産の称、となる。また文明：1) 学問、教化がさかんで人知の明らかなこと、2) 人知

がひらけ、その精神的な所産である文化に対して、物質状態を発達させた状態とある。廃棄物問題は生活のレベルを反映する、その国の文化を反映する等と言われている。即ち、廃棄物問題はその国の文化を反映しながら、文明とともに変遷してきたと言えるようである。

筆者は歴史の専門ではないので、川添登氏の「裏側からみた都市－生活史的に」、および厚生省の資料等をもとに、簡単に廃棄物と文明の流れを追ってみよう。

縄文、弥生時代の遺跡から貝塚が発見され、貝塚は古代人のいわば日常生活から排出されるごみの捨て場所であったことはよく知られている。





日本は中国文明の圧倒的な影響のもとに古代文明を築きあげ、国家の制度を整えた。中國の殷、秦の時代は、法律によって灰を道路に捨てたものは手を切断されたり等の重い刑に処せられたというように都市の清潔さに気を使っていたようである。この頃は汚水は肥料とされ、生ごみは家畜の飼料にされ、燃えるものはすべて燃料にされるといったような生活で捨てるものは灰だけだったようである。

日本の律令が唐制を倣ったものであることはよく知られているが、律の逸文に街路を損なうことを禁止する条文があって、道路の保全と清潔を乱すものは厳重に処罰されたとのことである。奈良、平安時代の資料によれば、この頃すでに官制の中に掃部・掃部司の名称が見られ、廃棄物処理に携わる官位の者が存在したものと思われる。

戦国時代には、大名がそれぞれの地方を支配するようになると、城下町や領国の町を厳しく統制し、都市の清掃を厳しく命じた。彼らは、町の清潔さを維持することが領国支配の第一歩と考えていたようである。また、日本のように高温多湿でものが腐りやすく、かびやすい環境の中で、人々は常に身辺を清潔に保つ必要があり、新鮮さを尊んできたことが、中国の思想の影響とあいまって、日本人を清潔好きな国民に育んできたと言えよう。

都市のあり方は農村のあり方によって異なり、中世から近代へかけての西欧と日本の農

業とは大きく違っていた。ヨーロッパの農業は、農地を、畑、牧場、休墾地に分け、畑のあとを休墾地とし、次の年、そこに家畜を入れ、三年目になると、雑草、家畜の糞と一緒に土を耕して畑とする、それ自体の中で生態系を維持し得るようになっていたのに対し、日本では、都市の糞尿が農村の肥料として用いられるというつながりの中で、生態系の維持がはかられていたのである。すなわち、都市と農村の間でリサイクル社会を形成していたのである。これに対し、農村と都市とが、それぞれ独立していた西欧の都市が、しばしば、糞尿等によって不潔な状態をつくりだしていたのに対し、日本の都市では、人糞は都市の住民の一つの財源にさえなっていたようである。

しかし、京都や江戸が発展し、人口の増加と都市化が進につれ、身近な空間で、ごみを処分することが難しくなってきたため、ごみの処理が問題になってきた。江戸の資料にごみ問題が登場してくるのは、参勤交代の制度がきめられてから数年後のことだそうである。寛永十九年（1642）に、参勤交代の制度がしかれてから、江戸の人口は急増し、元禄期80万、享保期100万、明和期120万と世界最大の都市へ成長していった。

初期の時代は、江戸では会所と呼ぶ各町共通の空き地にごみを捨ててから処理されていたようである。集められたごみは、東京湾に運び、埋め立てられていたようで、明暦元年





(1655)には各町が共同して、ごみを集め、船に積んで河川を利用して、永代浦（深川八幡のさき）へ運び、そこを埋め立てるようにとの命令がだされていた。延宝九年（1681）に、ごみ捨て場が永代嶋新田、砂村新田の二ヵ所に定められたが、新田とあるのは、ごみ捨て場は新田の開発に利用するため、意図的に埋め立てることになったわけだ。現在の夢の島、フェニックス計画のはしりと言えよう。

江戸百万の市民が出すごみは、芥改役や芥請負業者が公認され、元禄期から本格的に埋め立てられることになり、本所猿江町、永代嶋、深川越中中島町が埋め立てられ、後に木場町になった5万坪の埋め立て地、6万坪築地、10万坪築地などが次々に造成され、18世紀後半に38万坪あまりが埋め立てられたとのことである。これらの埋め立て地は、現在の江東区の隅田川、小名木町、中川に三方を囲まれた地域のようである。

明治になり、明治十二年には警視庁から市街掃除規則が出され、市街の清掃の方法が明示されたが、ごみ処理の方法は江戸時代と大差はなかった。諸外国との交流が盛んになるにつれ、海外からコレラ、ペスト等の伝染病が持ちこまれ、明治二十年末にペストが大流行に見舞われたため、ごみ、し尿の処理が公衆衛生の見地から取り上げられるようになり、明治三十三年に「汚物清掃法」が制定され、ごみの処理は市町村の責任であることが明らかにされた。これを受けて、明治四十四

年には東京中心部のごみを市当局が直接収集するようになった。当時、東京から排出されるごみは一日約800トン程度であったということである。その後、第一次世界大戦等により、日本経済が大きく発展するとともに、ごみの量も飛躍的に増大したので、大正十三年（1922）に大崎に塵芥焼却場が建設された。その後汚物処理の近代化が進められたが、第二次世界大戦でゼロからの出発になった。その後、清掃法、廃棄物処理法、廃棄物処理法の改正、リサイクル法と近代文明の発達に合わせて法体系および社会体系を整備してきたが、社会資本の整備は、経済発展に追いつかず、また、われわれは近代技術が生み出したPCB等の有害物質の処理に悩まされている状態である。

いわば腕組で問題を処理しようとする現在の西欧流技術文明の発想では、もはや廃棄物問題を含めて地球環境問題の解決は困難ではなかろうか。現代の西欧流の技術文明は人間の育んできた古来の文化までも捨て去ろうとしているかのように思われる。地球環境時代に向けて東洋的循環の発想も取り入れた新しい文化の創造が必要であろう。そして、新しい文化の創造に基づいた、新しい文明の構築が求められていると言えよう。



事業展開と廃棄物

家電業界に於ける 廃棄物対策について

－廃家電品適正処理協力システムを中心に－

(財) 家電製品協会
廃家電品適正処理協力センター

廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃掃法）に基づき、いよいよ平成7年3月1日から全国の市町村からの「自治体による適正な処理が困難と指定された25インチ以上の大型テレビ及び250リットル以上の大型冷蔵庫」の適正な処理の為に必要な協力要請が我々特定事業者（家庭電気製品の製造事業者及び流通事業者）に対して始まることになります。一方、リサイクル型社会構築への社会的要請の高まりから、平成3年10月リサイクル法が施行されており、事業者の果たす役割がますます重要になって参りました。

(財) 家電製品協会の賛助会員・団体、全国電機商業組合連合会、日本電機専門大型店協会、全国電機卸商組合連合会等の主な製造・流通団体は社会の要請あるいは全国3,200余りの市町村から出てくるであろう様々な協力要請に対し、事業者がどのような体制、事業で対応すべきかについて長時間にわたって検

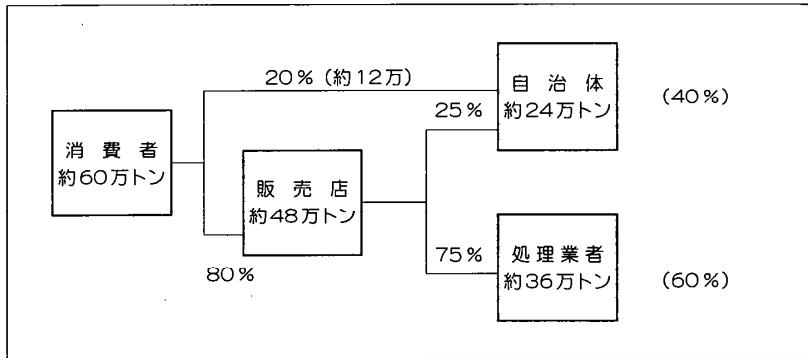
討を重ねて参りました。

このほど、ようやくその結果が纏まりましたので以下にその内容を紹介するものであります。

I. 廃棄家電品の収集・処理ルートの現状

一般家庭から排出される廃棄家電品の収集・処理の仕方は市町村によってまちまちであります、全国を概括すれば下記の通りです。

- (1) 消費者から排出される廃家電品は、一般廃棄物であり、自治体に収集・処理責任がありますが、現実は消費者の要請により80%を販売店が収集しています。
- (2) 中間処理、最終処分も大半は民間処理業者で処理されています。



II. 廃家電品問題の背景と経緯

- ① 大量消費時代を反映して、廃棄物の量は増大の一途を辿り、市町村のゴミ処理能力や最終処分場の確保には限界が見えて来ました。
 - ② 商品の大型化、材料構成の変化等により、市町村が持つ設備・技術では適正な処理が困難な物が増えました。
 - ③ オゾン層の保護、有害物質の拡散の防止等、環境保全意識が全世界的に昂まっています。
 - ④ 再資源化による限りある資源の保護、ゴミ減量化等、所謂リサイクル型社会構築への社会的要請が強まってきました。
 - ⑤ 家電流通業者がお客様から引き取って来た廃棄家電品の収集、処理コストが増大し、経営を圧迫しています。
- このような背景の下に、家電業界としてこれまでに次のような施策を講じてきました。
- ① 設計、製造の段階から、いずれその商品が廃棄物となることを意識した製品

アセスメントの実施（適正処理困難物指定品目を含む全品目を対象に推進）

- ② 回収支援事業の実施（基金11億円の拠出による自治体支援事業）
- ③ 消費者に対する長期使用の普及、啓発（廃棄物発生抑制のための長期安全使用の促進）

家電業界のこれらの施策は一定の社会的評価は受けましたが、長期的効果に重点を置いた対策の為、深刻化する現実の環境問題には十分対応しきれているとはいえません。

特に『廃掃法』に基づく指定廃棄物の指定、フロン、シュレッダーダスト等有害廃棄物に対する法的規制の強化という新しい局面を迎え、家電業界として長期的対策と共に、現実的課題の解決も含めた抜本的対策が緊急課題となっております。そこで、社会の要請および市町村からの協力要請に対応出来るシステム（秩序ある制度、仕組みの下に展開する事業）として新しく廃家電品適正処理協力システムを構築したものであります。

III. 廃家電品適正処理協力システム

1. システム構築の基本的考え方

- (1) メーカー・卸（販売会社）、小売が一体となった業界システムとして構築する
- (2) 既存インフラを活用したシステムとする
- (3) 地域別の実態にも対応し得るシステムとする
- (4) 行政（自治体）の協力を得られ易いシステムとする
- (5) 廃掃法指定品目に限定せず、大型廃家電品を視野に入れたシステムとする
- (6) リサイクル型社会構築の第一歩として位置づける

(財) 家電製品協会

2. 「廃家電品適正処理協力システム」の推進体制

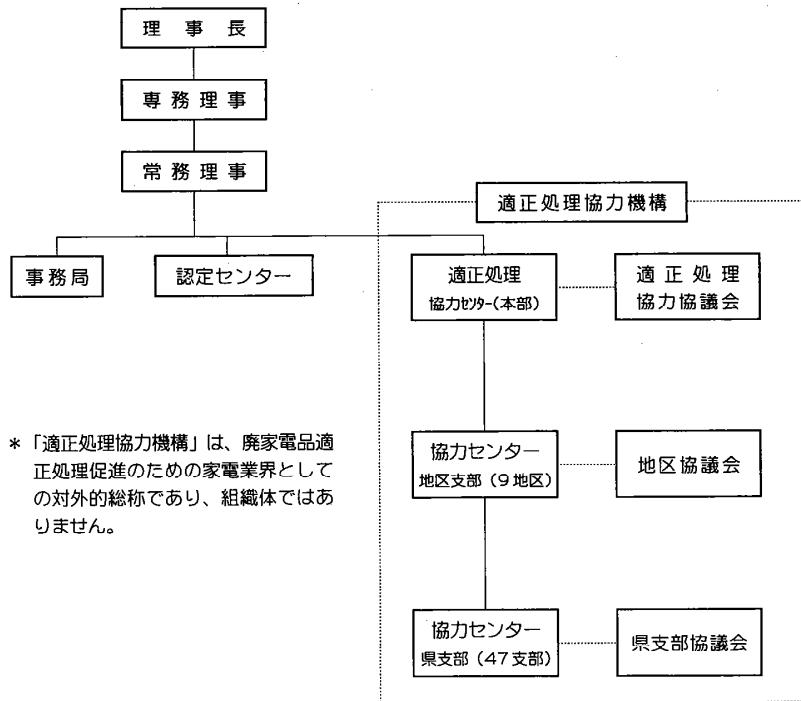
(1) 「適正処理協力機構」の設置

廃家電問題に係る社会的要請に家電業界が、製造業者と流通業者が一体となって対応する姿勢を明確にするため下の図に示す「適正処理協力機構」を構築します。

「適正処理協力機構」は、「廃家電品適正処理協力センター」と「適正処理協力協議会」で構成します。

(2) 「廃家電品適正処理協力センター」の設置

- ① 本システムの稼働に先立ち、(財) 家電製品協会の組織として「廃家電品適正処理協力センター」を平成6年11月設置し



ました。総人員は約130名に及びます。

- ② 協力センターは、本システム参加メーカー（含、輸入業者）で構成しています。
- ③ 協力センターは本部、9地区支部の他に各都道府県単位に県支部を設置しています。

(3) 適正処理協力協議会の設置

本システムの円滑運営、廃家電品の適正処理の確保のために、業界の関係組織の協調体制確立が不可欠であり、製販連携機関として「適正処理協力協議会」を設置します。

- ① 協力協議会の構成員は（財）家電製品協会・適正処理協力センター（本システム参加メーカー）及び製造関係団体である（社）日本電機工業会、（社）日本電子機械工業会、（社）日本冷凍空調工業会、家庭電器協議会そして流通関係団体である全国電機商業組合連合会、日本電気専門大型店協会、全国電機卸商組合連合会他で構成します。

② 協力協議会の組織形態

（財）家電製品協会・協力センターとの協調強化のため全国9地区に「地区協力協議会」、各都道府県に「県協力協議会」を設置します。

本システムの円滑運営のため協力センター県支部と県支協は適正処理協力機構として一体となって活動します。

3. 事業概要

(1) 市町村に対する協力事業

廃掃法に基づき協力要請が出された市町村に対し、協力事業を実施します。

協力する事業の内容は協議会が市町村毎に

協議のうえ決定することになりますが、販売店が買い替え時等に家庭から廃家電品を回収し、適正処理業者に引き渡すことが代表的な例として考えられます。処理システムのフローチャートは次頁の通りです。

(2) 調査・研究事業

- ① 冷媒フロン、断熱材フロンの回収、処理に関する研究
- ② シュレッダーストの無害化研究、前処理システムの調査、研究
- ③ パイロットプラントの調査、研究及び建設支援

これら調査・研究事業の成果は市町村で構築する収集・処理システムに反映させます。

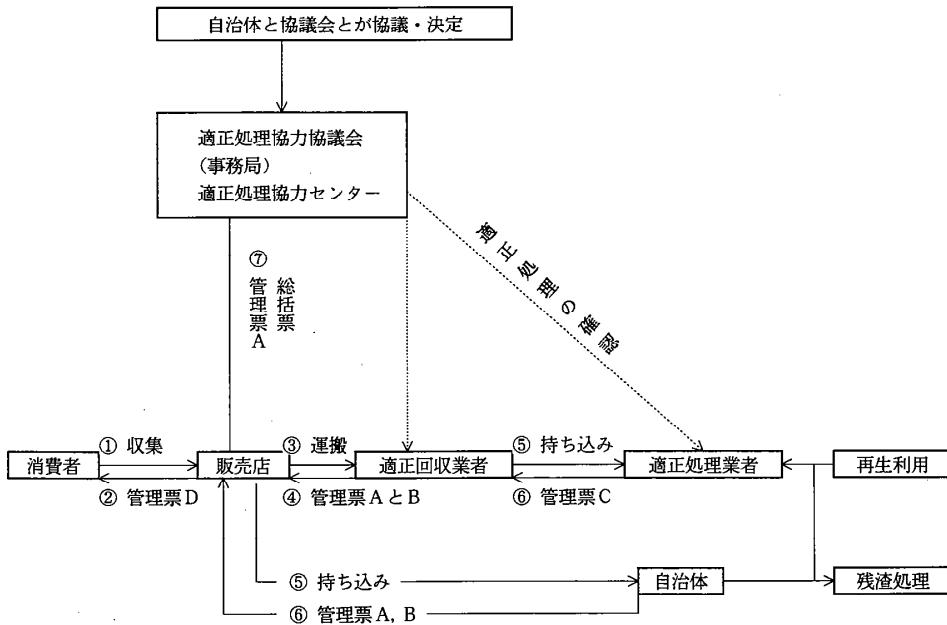
(3) 広報、啓発事業

4. 費用負担

排出者である一般家庭には、排出者負担の原則に基づき、適正処理にかかる費用を、流通業者には収集・保管にかかる費用を、そして生産者は自治体及び社会的要請に基づく適正処理のための基盤整備等本システムの運営に要する費用を負担していただくことになります。

廃家電品適正処理システムのフローチャート

(協力要請に基づき販売店が収集・運搬を担当したケース)



- (1) 販売店は、買い替えを伴う販売時に、消費者から対象廃家電品を収集し、管理票（4枚綴り）を発行、管理票Dを消費者に渡す。
 - (2) 販売店は、廃家電品を適正回収業者（又は自治体）に引き取ってもらい管理票A及びBを受けとると共に、管理票Cを適正回収業者に渡す。
 - (3) 販売店は、個々の管理票Aを集計して総括表に記載し、適正処理協力センターへ送付する、管理票Bは販売店保管用である。
 - (4) 適正回収業者は、販売店から引き取った対象廃家電品を適正処理業者に引き取ってもらい管理票Cを保管する。
 - (5) 適正処理協力センターは、統括表及び適正回収処理業者の保管している管理票Cにより、適正処理の確認を行う。

◆プロジェクト紹介

管理型最終処分場 の増設工事について

(株)ヤマゼン
代表取締役 奥田 耕一郎

当社は、この度三重県上野市治田で稼働している管理型処分場の拡張工事資金調達について、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証を受け環境事業団から融資を受けることができました。

当社は、昭和47年に設立し当初は再生資源の回収と廃棄物の収集運搬の事業でスタートしましたが、昭和56年に念願の管理型の最終処分場を開場させてからは、総合的な廃棄物のリサイクルと安全処分を目標に経営し今日にいたっています。

この業を起こしてから常に悩んできたのが、資金調達の問題です。わが国の金融システムが不動産の担保主義に重点が置かれている以上しかたがないことですが、処分場の担保価値が低くとうてい借入希望金額に満たないことです。

しかし、この度の財団の担保評価は、当社の営業成績を勘案した評価を取り入れていただき保証金額の決定になったとお聞きし、今後の事業展開に大きな期待がもてるようになりました。紙面を借りまして厚くお礼申しあげます。

56年の現処分場取得のときは、金融機関の応援もありましたがそれに友人知人の支援を加えても必要資金に到達できずやむなく高い金利の資金の導入も行ってやっと開場にこぎ着けたことが今懐かしく思えます。

しかし、今もなお多くの処分場業者や処分場取得希望業者が、資金調達に苦慮しています。処分場を取得するには、ご存知のように多くの手続きを必要とします。まず一番最初に苦労するのが設置場所の近隣同意です。隣接地主の同意、地元自治区の同意、漁業組合

の同意等その取得には根気が必要とされ体力と資金力が必要になります。

この段階で必要な資金を融資してくれる金融機関は皆無といえます。

従ってこの時点までの土地の手付金と同意取得の費用は、自己資金が要求されます。

次に、近隣同意等ある程度の目処がついたところで土地の取得に入りますが、この時も自己資金があれば問題ないのですが、金融機関から借入調達をする場合は担保の問題で困難を極めます。

特に最終処分場は、土地としての利用価値はありません。土地は購入しますがそれは廃棄物を埋めるための器として購入するのであり、いわば設備の一貫として位置付けられるものなのです。

不動産鑑定士が行う鑑定評価の手法の中にも、土地の再処分価格の見込み推定がありますが、処分地をこの方法で評価することはあまり意味を持ちません。

なぜならば、処分場が完成したときは大地に広大な穴ぼこが空いており他に転用は不可能です。仮に元の更地に戻すとすれば、また莫大な埋め戻しと造成の費用がかかります。

また、廃棄物の埋め立て処分が完了した跡地には、確かに幾ばくかの更地が誕生します。ではこの土地の再処分価格を算定するとしますとその価格は、周辺宅地や工業用地と比較して比べ物にならないくらい低い評価になります。

何故かといいますと、埋め立てを完了した処分地は、地盤が悪いため堅牢な建物は建築できません。せいぜい配送センターのような軽微な施設程度か公園緑地が適切です。

また、土地取得者もその取得コストは、最終処分事業の収益で還元済になっているのが普通で土地を所有しているという意識は薄くせいぜい利用しても前述のとおりです。

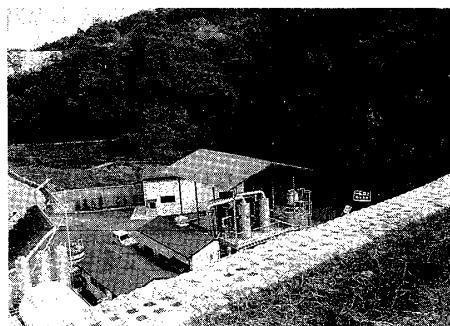
デベロッパーが土地を造成して分譲するのと違います。

従って、不動産鑑定の世界でもこのような最終処分地の鑑定評価は、土地の利用価値より事業性評価に主点をおいて収益還元法で鑑定しようという動きがあります。

具体的には、最終処分の許認可を前提に見込みの収益をもとに評価します。新規の場合は全体量、中途の場合は残余処分可能容積量と余命年数そして投資コスト・売上予測・原



増設部分全体



浸出水処理装置

価予測などを基に処分場の評価を行います。

これによって評価は、相場による土地の時価とまったくかけ離れた価格になることも予想できますが、それは土地の利用形態が違うことを埋め立て途中の処分場は他に転用できないこと、そして前述の収益力により評価していることが理解できれば納得されると思われます。また、この方法であれば土地投機によるバブル価格などが生まれる余地がありません。

一方、処分場の売買があればこの事業性評価した評価額の適性度も裏付けをとることも可能ですが、悲しむべきか喜ぶべきか管理型処分場の取得は安定経営につながり売買実例は皆無です。

しかし、これは反面収益見込みに安定性があり、これに基づく収益還元法による評価が正しいものと理解ができるのではないかどうか。

ここ数十年に渡って、日本の廃棄物の発生量は経済活動の活発化に伴い増加の一途をたどりました。ここ数年は、バブル経済崩壊と消費の低迷や製造業の海外移転などの経済的

要因と国の廃棄物の発生抑制施策によるリサイクル化の促進によって過激な増加現象は無くなつたといえ減少傾向は見えています。

一方、処分場の確保については、土地利用の高度化が盛んな我が国では、大都市及びその周辺における廃棄物処分場の確保は、環境問題に対する世論の高まりと併せてより一層の困難を極めています。

また、時折行き場を失った廃棄物が不法投棄される事件が発覚されると連鎖的に多方面でも発覚報道され、それが引き金となって大きな社会問題になってきました。

そのため、それらの動きに対応し広域な処理を図れる最終処分場の建設を目指しつつ、中間処理施設の拡充による廃棄物の減量化・再資源化を徹底させ、最終処分量を減らそうとの試みが各方面で活発に動きだしています。

しかしながら、現状ではまだ廃棄物の量的拡大に追いつかず現在日本全体の最終処分残余容量は、家庭等から出る一般廃棄物で約8年分、事業所から出る産業廃棄物で約1.8年分（首都圏では約0.5年分）しか残されていないといわれています。

私ども、産業廃棄物処分業者は、法律の厳しい条件をクリアして日夜廃棄物のリサイクル・再資源化そして安全な処分に努力し、これを生業としています。また、経済一般社会の要望に答えるべき低価格処理を実践しています。

また、その処分方法も処理料金が安い分質が悪いというわけにはまいりません。

当社では、二次災害を完全に防止するため数々の試みを絶えずおこなっています。浸出

水の処理は、真空凝縮蒸発装置を使用して重金属類を完全に除去し、蒸留水だけを放流しています。これは、世界で唯一の方法と自負しています。

埋め立て容積の効率利用のためと地盤の強化のために、プレス機械を導入し減容化を図っています。ガスを発生する廃棄物には、ガス処理装置で対応します。

北は福島県から南は兵庫県まで、三重県の当処分場で処理をさせていただいているので物流にも最新の注意を払っています。大型トレーラーを30台以上導入して過積載の防止は早くから実施して安全輸送をおこなっています。

さらに、処分場の埋め立てが完了するとそこは、公園として地域住民に還元することを最終目標にかけ、堰堤工事や斜面工事そして植樹などはその時にふさわしい内容で設計施工しています。

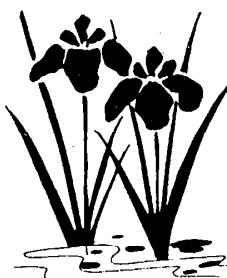
これらを実践するためには、大きな処分場の設備投資が必要になります。環境保護を考慮して投資金額を膨らますか、利益を追求し

て投資金額を抑えるか、経営者として一番決断が揺らぐ問題です。一般的の金融機関は、返済能力と担保力を重く見ますので担保価値のない環境保護に関する投資は、直接利益に結び付かないで消極的です。これも経営上の問題として影響します。

経営者は、社会の要求に応えて設備投資を行い、そしてそれに必要な資金を調達しなければなりません。特に現状の資金調達の環境は、たいへん強い逆風の状態です。

そんな中で、産業廃棄物処理事業振興財団の存在意義は大きく、また、業界の期待も大きいのです。当社は、今後の方針として、廃棄物の固体燃料化・肥料化・飼料化・油化・土木資材化・建材化をはじめ、廃棄物発電を計画しています。

そのためにも、今後ますます財団の保証額が大きく拡大されて処分場の総事業費用の50%を超えるものになることを願っています。また、環境事業団をはじめ民間金融機関の業界の理解度の向上と収益還元法による事業性評価の進展を切に希望します。



産廃用総合中間処理 施設の建設に向けて

(株)富士クリーン
部長 神内一樹

1) 事業計画地のあらまし

小社が誕生し、そして事業を営む地元綾上町は四国香川県の中南部に位置し、本町の東、西、南は標高400～700mの讃岐山脈の山々によって、4町と境を接し、北はなだらかな丘陵部によって2町に接しております。また町の中央部には町域を南東から北西に貫流する綾川が流れるなど、田園、丘陵、山地等により形成される内陸部の景観を呈しています。特に北部から南方を眺望した場合、手前の田園と遠方の阿讃山脈の稜線が調和し、美しい田園風景を醸し出しています。事業計画地は町の南部の丘陵地にあり、新高松空港から約6km、高松市街地から約20kmの距離にあります。

2) 小社がめざすたゆみなき目標

こうした環境の中で、小社は昭和50年7月に設立、翌年香川県の産業廃棄物処理業の許可をいただいて以来、廃棄物処理一筋に全力を傾注して今日に至っております。小社が20年の歩みの中で目標として来ましたことは、第一に人材の育成がありました。事業に最も身近な廃棄物処理施設技術管理者の受講（現在15名修了）をきっかけに廃棄物処理に対する知識の習得と同時に廃棄物処理の重要性、適正処理はどうあるべきか等々の学ぶ機会をとらえ、一人一人の意識向上と社員全員のレベルアップに取り組んで参りました。

こうした中で、社員の自発的研鑽により、二級ボイラー技士の資格を取得したり、公害防止管理者（大気、水質、騒音）を目指して数名が努力していることは大変喜ばしいこと

と思っております。

そして目標の第二はハード面、すなわち施設の充実であります。特にこのたびの大型中間処理施設の設置こそ小社に与えられた課題でもありました。その理由は、小社が産業廃棄物処理業の開始時より管理型最終処分場（現在4ヶ所目）の埋立処分を行なってきた中で、少しずつ業務が拡大するにつれて廃棄物の質、量ともに複雑かつ増大の一途をたどって参りました。こうした状況に鑑み、まず何よりも「適正処理はいかにあるべきか」その思考と実践の連続であったからであります。

例えば、汚泥のコンクリート固型化装置および油水分離装置の導入、そして現在稼働中の焼却炉の設置等、早くから中間処理施設の必要性を痛感し、設置に積極的に取り組んで参りました。しかしながら、これらの施設は増えつづける産業廃棄物や廃棄物の多様化に十分対応できるものではありませんでした。

そこで数年前（廃棄物処理法改正前）よりこうした状況に対処する大型の中間処理施設の設置を計画立案して候補地の選定やプラントの選択にあたって参りました。幸いにして平成5年7月事業計画地の自治会及び周辺地域住民の方々のご同意を得て、その第一歩を踏み出すことができました。そしてプラントメーカー(株)荏原製作所の積極的な取り組みと、更に何といっても（財）産業廃棄物処理事業振興財団（財団融資案件第1号として）と環境事業団のお力添えにより、全ての条件が整い、本事業計画が現実のものとして県へ設置許可申請する運びとなった次第であります。この紙面をお借りして今日ここに至る過程で、本当に数多くの方々や関係機関（会社）

およびメーカーのご協力、ご支援に対し、心より厚く御礼申し上げます。

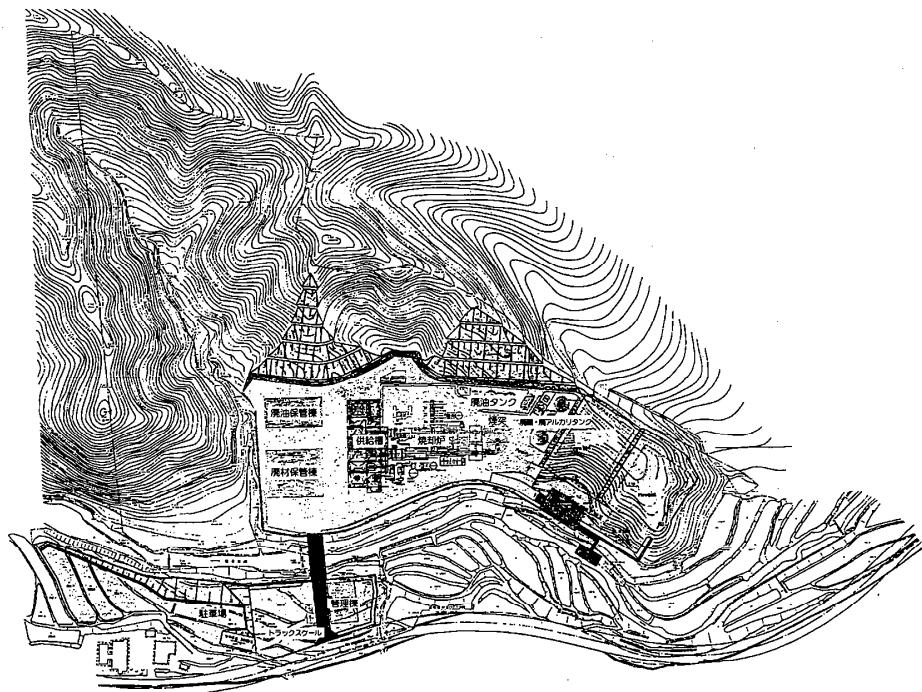
目標の第三は、本事業計画を達成した上でリサイクル施設（コンクリート柱の再利用、灰の溶融→溶融スラグの再利用等）の設置を推進して参りたいと考えております。時代の要請に応える廃棄物処理のあり方イコール小社の進むべき方向ではないかと考えております。

そして最後に以上の事業を確実に実行することにより、地域ならびに取引先と共に共栄することあります。中でも小社は常に地域に根をおろし、地域とともに繁栄する会社でなければならないと考えて参りました。おかげ様で20年間、この業を通じて、少しずつご理解を得て来ていると確信いたします。特に本県には産業廃棄物の本格的な大型処理施設は今までにありませんでした。様々な廃棄物をめぐる諸問題解決のお役に立てればと思っております。いずれにいたしましても、当施設の安全な稼働を通じて、今後共地域住民の方々、地元綾上町、そしてお世話になっている産業廃棄物排出事業所に貢献できる企業として、更に努力を重ねて参りたいと存じます。

3) 中間処理施設の概要

では本題の処理施設の概要を紹介させていただきたいと思います。

施設の全体配置は土地利用計画図のとおり、河川をはさんで手前に管理棟、トラックスケール、駐車場、橋を渡って向い側に廃材保管棟、廃油保管棟、供給棟、焼却炉、廃油タンク、廃酸・廃アルカリタンクを設置する



土地利用計画図

計画であります。次に施設の主要機器は破碎機、汚泥乾燥機、焼却炉、ドラム缶固定床炉、バグフィルタ、灰固化装置、有害ガス除去装置等から構成されており、各施設の内容は次のとおりであります。

① 施設の処理能力

- | | | |
|---|------|--------|
| イ | 焼却施設 | 180t／日 |
| ロ | 破碎施設 | 50t／日 |
| ハ | 固化施設 | 1t／時 |

② 処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油（廃溶剤を含む）、廃油と汚泥の混合物、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガ

ラスくず及び陶磁器くず、家畜のふん尿、特別管理産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物）

③ 設置の場所

香川県綾歌郡綾上町西分

④ 施設の処理方式、構造

- イ 焼却施設 ロータリーキルン&ス
トーカ炉

ロ 破碎施設 2軸スクリュー式

ハ 固化施設 セメント混練固化方式

⑤ 処理施設からの放流水

当施設はクローズドシステムとして域外へプラント排水の放流はありません。

⑥ 生活環境保全のために講ずる措置

- イ 大気関係
- ④ ばいじん 0.05g/Nm³以下
 - ⑤ 窒素酸化物 250ppm以下
 - ⑥ 硫黄酸化物 K値1.5以下
 - ⑦ 塩化水素 200ppm以下
- ロ 騒音関係
- 建屋にて防音します。
- ハ 振動関係
- 基礎にて振動を防止します。
- ニ 悪臭関係
- 当該地は、悪臭防止規制の指定地域外で悪臭防止規制値はありませんが、高温燃焼脱臭により、悪臭物質濃度は敷地境界にて県提出値以下とします。

4) 施設の稼働、管理運営

当施設の稼働にあたっては、受入れから焼却灰の払い出しに至るまで、万全を期して参る所存であります。具体的には次のとおりであります。

- ① 交通対策—当該地区は山間僻地で交通量が少ない所であるだけに児童及び地域住民の方々の事故防止と運搬車輛の運転マナー向上に努めて参りたいと存じます。
- ② 搬入—搬入時は計量の上、内容物を確認して各保管場所、タンクに保管します。
- ③ 分析—受入れにあたっては、小社で自主分析を行ない、排出事業所からご提出いただいた計量証明書と合わせ、チェック体制を厳格に行なって参ります。
- ④ 感染性産業廃棄物—20ℓもしくは40ℓ入りポリ容器にて回収し、未開封のまま、容器ごとキルンストーカ炉へ自動搬送し焼却いたします。

- ⑤ ドラム缶—内容物をピット、タンクに排出後、プレスし、ドラム缶固定床炉にて付着物を焼却いたします。
- ⑥ 騒音—当該地は騒音規制の指定地域外で騒音規制値はありませんが、県提出値以下といたします。
- ⑦ 振動—規制地域外で規制はありませんが県提出値以下といたします。
- ⑧ メンテナンス—維持管理については、メーカーより専門技術者の派遣をお願いし、当社の技術管理者と一体で運転を行なって参ります。
- ⑨ 焼却灰の処理—主灰はコンテナで受けて小社最終処分場にて埋立処分します。又飛灰はセメント固化後埋立処分します。
- ⑩ 報告—大気汚染防止法及び香川県条例に基づき測定結果を定期的に香川県、綾上町へ報告いたします。

以上、当施設の稼働にあたっては、県内のモデルプラントとして、公害防止基準を遵守して、ご期待に応えられるよう全力を尽くして参いる決意であります。

5) 施設の設置意義

当中間処理施設が香川県内に設置される意義は非常に大きいものがあると考えます。

第一に、小社が引き取りしております産業廃棄物の約7割が焼却可能なものでありますが、残念ながら、現焼却炉ではその処理能力をはるかに超えているのが実情であります。（新焼却炉の処理能力は現在の7.5倍であります。）これが貴重な最終処分場の寿命を大きく縮めていることは、日々、目に見えてわかっているだけに1日も早い稼働が待たれて

いるところであります。

第二に、従来県外で中間処理せざるを得なかつた産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ）や現焼却炉の許可品目以外の汚泥、動植物性残渣等が追加されたことがあげられます。

第三に、廃棄物処理法の大幅改正、ロンドン条約の海洋投入処分禁止により、その受け皿として、当施設の果す役割も大きいと考えます。

第四に、最終処分場の水処理施設に対する負荷が少なくなる点であります。平成5年10月1日より水質汚濁防止法施行令、排出基準を定める總理府令等の一部が改正され、放流水中の窒素含有量及び燐含有量についても排

水基準に適合させなければならないこととなりました。ご高承のとおり、水処理は最終処分場の生命線であります。従いまして、その管理には最大限の注意を払わねばなりませんが、焼却により水処理施設に流入する原水の値が安定してくれれば、維持管理が行ないやすくなると考えられます。

以上、当施設設置の意義については多方面から述べることができます。産業廃棄物の処理は日々の経済活動や生産活動にとって必須要件であります。この事業を通じて産業廃棄物処理業に対するご理解とご認識を少しでも高めていただけるよう全力を尽して参りたいと存じます。

逐条解説 産業廃棄物処理特定施設整備法

監修／厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室

本法の成立により、産業廃棄物処理の領域に、これまでの廃棄物処理法による「規制の体系」に加え、「施設整備促進の体系」が初めて取り入れられました。

産業廃棄物処理に対して、公共セクターが関与を行うための制度的枠組みができました。

- ◆本法の各条文ごとに、その趣旨、解釈及び運用方針等を豊富な図表を用い、わかりやすく解説
- ◆関連した財政上、税制上の優遇・特例措置について詳述
- ◆特定施設整備計画のモデルケースとして、（財）クリーンいわて事業団を紹介
- ◆産業廃棄物処理業者等に対して、債務保証事業、助成事業を行う（財）産業廃棄物処理事業振興財団の組織、事業計画等を収録

主要目次

- I 総論
- II 逐条解説
- III 関連した財政上・税制上の優遇・特例措置
- IV 処理施設の整備のための関連方策
- V 資料

平成5年9月25日発行・A5判 452頁・4,000円

編集：（財）産業廃棄物処理事業振興財団

発行：株式会社電話：03-3268-2141

財團報告

財団の業務内容について

はじめに

財団設立以来2年が経過したが、その間事業の基盤づくりのための組織の整備、債務保証事業の推進及びこれに伴う事務処理（金融機関との契約、環境事業団の代理貸付等）の整備、並びに情報の収集等、財団の諸事業を軌道にのせるべく努めてきた。

債務保証業務

1. 債務保証は、資本力や社会的信用が十分でない処理業者等の支援を目的とし、処理事業に必要な資金の借入に関する債務の保証を行う。

ア) 対象となる事業……

産業廃棄物処理のモデルとなるような施設整備事業で、具体的には「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設の建設・取得・改良等の設備資金、共同して実施される処理施設の整備・研究開発等の事業のための設備資金、処理事業の近代化・高度化のための設備資金と、それぞれの開業資金及び開業後3年間の運転資金を保証対象とする。

イ) 保証金額

1) 財団全体……

債務保証基金及び積立金（保証資金）の合計額の15倍以内

2) 一被保証者……

原則として、保証資金の1/2、又はその被保証者にかかる出損金の15倍の高い方以内。ただし、厚生大臣の承認を得た場合は、その金額まで。

2. 平成4年度から5年度にかけて、銀行との約定締結及び環境事業団等との代理貸付等の事務処理に努めて、債務保証業務の実行はなかったが、相談を受けている案件は58件もあった。

平成7年3月末現在、債務保証を決定した件数は7件で、債務保証額は50億である。

財団の財務保証業務もやっと軌道に乗りかけてきたところである。

3. 債務保証の主体は第3セクターの行う特定施設の案件であるが、各都道府県においてそれぞれ用地選定等具体的な検討を始めているところであり、特定施設として計画されるのは、早くとも平成7年度後半になると考えられる。したがって当面はリスクはあるものの、民間案件の中から良質と思われるものを積極的に取り上げていく必要がある。

業務方法書によると1件あたりの保証限度額は基金の1/2と定められており、現在の基金では1件あたり10億円程度の保証しかできない状況にある。又、施設の高度化・近代化又大型化の傾向にあり、なかでも第3セクターの施設は債務保証希望額が30億円、75億円と多額で現状の基金ではと

ても対応できない状況である。

起業化助成業務

産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化のための企画・実証評価等の事業を行うため、財団ニュース等で公募を行った。

その結果は、平成5年度 応募件数 3件

平成6年度 応募件数 2件
であり、「よの・りふれっしゅぱーく事業化推進研究会」に対し、平成5年度、6年度に各50万円の助成を行った。

上記研究会は、家電製品等の複合材料製品、プラスチック製品、建築廃棄物を主対象とする総合的なリサイクル工場団地のリサイクルシステムの確立等の検討を行っている。

事業振興業務

1. 情報の収集及び提供等

H5.6.11

「これから産業廃棄物処理」の講演会の開催

講演「廃棄物最小化への国際的動向」

京都大学助教授 植田和弘ほか

参加者：270名

H5.11.20

「産廃財団ニュース」第1号の発行

H6.1.26

「逐条解説産業廃棄物処理特定施設整備法」説明会の開催

参加者：260名

H6.10.26／27

「特定施設及び廃棄物処理センター」の整

備促進に係る情報交換のための全国担当者会議の開催

第1日目 全体会議、廃棄物処理センター意見交換会

第2日目 クリーンいわて事業団視察

参加者：都道府県、指定都市、公社、公団
82名

海外産廃事情調査「産業廃棄物の制度と実際－欧州・日本の最新事情－」（仮題）の出版
ア) 欧州の産業廃棄物事情視察のための調査団の派遣

フランス、ベルギー、デンマーク、ドイツ、イギリスの5カ国

平成7年5月14日～5月27日の2週間
イ) 海外産業廃棄物調査編集委員会を設置し、国別編集責任者を決め、8月中に原稿をまとめ12月1日に出版予定である。

2. 調査研究

ア) 厚生省からの委託調査

- ・廃棄物処理センター整備基本調査
- ・有害化学物質の処理に関する調査

イ) その他の委託調査

- ・有害化学物質の処理に関する試験・調査…NTT
- ・産業廃棄物処理施設建設事業の効果的推進に関する調査…環境事業団
- ・産業廃棄物処理施設整備に係る技術開発の調査研究…環境事業団

ウ) このほか、財団の自主調査として「産業廃棄物管理型最終処分場／構造及び維持管理指針作成調査」を実施等の振興事業を順調に進めてきたところである。

海外産業廃棄物事情調査

「産業廃棄物の制度と実際－欧州・日本の最新事情－」(仮題) の出版について

- ① 産業界等を中心に欧州の産業廃棄物事情視察のため
調査団を結成し、本年5月14日から2週間の予定で調査団を派遣する。このため産業界を中心に参加者を募集中である。(スケジュール参照)
- ② 欧米の産業廃棄物の発生・処理の状況、施設整備・制度・政策などについて「産業廃棄物の制度と実際－欧州・日本の最新情報－」(仮題) の出版を行うため、海外産業廃棄物調査編集委員会等を設置し、海外資料提供者を国別に選定し、当該提供者に対して資料依頼に係るガイドライン(定義、法制度、リサイクルと減量化、企業の取り組み….)にしたがって、既存の資料、情報の収集とその提供方を依頼中である。(ドイツ、フランス、デンマーク、イギリス、EC、アメリカ、カナダの海外協力者に依頼)

出版にあたってのスケジュール

概要のまとめ(調査団に配布)	5月1日
現地調査	5月14日～27日
編集委員会の開催	6月14日
全体の原稿提出(国内編集者より)	7月20日
編集委員会の開催	8月初旬
全体の編集	8月20日
出版社に原稿渡し	9月1日
印刷・製本・発刊	12月1日

スケジュール

目次	月日(曜)	発着地／滞在地	発着時間	交通機関	主なスケジュール、訪問先予定	
1	5月14日(日)	東京(成田)	発 11:30 着 16:50	JL 405	日本航空直行便にてパリへ	(パリ泊)
2	5月15日(月)	パリ	午前 午後		フランス環境省訪問 エランクール市視察	(パリ泊)
3	5月16日(火)	パリ リヨン リヨン パリ	発 午前 着 夕刻 発 夕刻 着	TGV TGV	TGV(フランス超特急)にてリヨンへ PECトレディ社訪問	(パリ泊)
4	5月17日(水)	パリ ブリュッセル	発 11:00 着 11:55 午後	AF2918	EC本部訪問	(ブリュッセル泊)
5	5月18日(木)	ブリュッセル コペンハーゲン	発 12:00 着 13:35 午後	SK 594		(コペンハーゲン泊)
6	5月19日(金)	コペンハーゲン	終日		コムネケミ社訪問	(コペンハーゲン泊)
7	5月20日(土)	コペンハーゲン	発 17:25 着 19:00	SK 633		(ミュンヘン泊)
8	5月21日(日)	ミュンヘン	終日		ミュンヘン市内視察	(ミュンヘン泊)
9	5月22日(月)	ミュンヘン ケルン・ボン	発 16:45 着 17:00	LH 931	バイエルン州廃棄物処理公社訪問	(ボン泊)
10	5月23日(火)	ボン	午前 午後		ドイツ環境省訪問 ドイツ産業連盟訪問	(ボン泊)
11	5月24日(水)	ケルン・ボン ロンドン	発 11:40 着 12:00 午後	BA 927	イギリス環境省訪問	(ロンドン泊)
12	5月25日(木)	ロンドン	終日		DRINK WATER社訪問 (収集から最終処分まで)	(ロンドン泊)
13	5月26日(金)	ロンドン	終日 発 19:45	JL 402	ロンドン市内視察 空路、帰国途へ	(機中泊)
14	5月27日(土)	東京(成田)	着 15:25			

債務保証業務について

債務保証業務については設立以来2年が経過したが、その間事業の基盤づくりのための組織の整備、事務処理（金融機関との契約・環境事業団との代理貸付等）の整備を行い、債務保証業務もやっと軌道に乗りかけてきたところである。

- ① 債務保証の主体は第3セクターの行う特定施設の案件であり、各都道府県において、それぞれ用地の選定等具体的な検討を始めており、特定施設の保証業務が計画されるのは、平成7年度後半の予定と考えられるので、当面は民間案件の中から良質と思われるものを積極的に取り上げていく必要があると考えている。
- ② 平成6年度において債務保証を決定した案件は7件あり、保証予定額の合計は50億円となっている。

プロジェクトの状況

	事業主体	種類	施設内容		総事業費	保証予定額
平成6年度 決定	富士クリーン (香川県)	中間処理施設	焼却 180t/D 他	民間	2,650	800
	ヤマゼン (三重県)	管理型処分場	埋立容量 60万m ³	民間	2,140	800
	山梨県環境整備事業団 (山梨県)	管理型処分場	埋立容量 35万m ³	第3 セクター	4,100	850
	サンライト (茨城県)	ガラスカレット リサイクル	軽量建設骨材 35t/D	民間	1,800	800
	寿和工業 (岐阜県)	特定施設	埋立容量 200万m ³ 焼却 200t/D 他	民間	11,500	800
	東明興業 (埼玉県)	中間処理施設 増設	乾燥、焼成 3780m ³ /M (リサイクル)	民間	450	350
	日本ケミテック (埼玉県)	中間処理施設 増設	廃水処理 300m ³ /D	民間	820	650

(注) 保証期間 10年以内
但し環境事業団・日本開発銀行等は15年以内

「特定施設及び産廃物処理センター」の 整備促進に係る情報交換のための 担当者会議の開催について

平成6年10月26日・27日の2日間にわたり、上記全国担当者会議を岩手県において開催した。

会議には、厚生省 木下産業廃棄物対策室長及び岩手県 松本環境保健部長の来賓挨拶に始まり、全体会議と廃棄物センター意見交換会の2つの会議を実施した。その内容は次のとおりである。

1) 全体会議

- ① a) 特定施設整備法と関連制度 ————— 厚生省産廃対策室
- ② b) クリーンいわて事業団の事例紹介 ————— クリーンいわて事業団
- ③ c) 振興財団の業務内容 ————— 産廃財団
- ④ d) 質疑応答

2) 廃棄物センター意見交換会

- ① 各センター事業進捗状況
- ② 質疑応答
- ③ 意見交換会の今後の運営について

説明・質疑・意見交換を行ったが、多数の方から質疑・意見が出され活発な意見交換があり、盛会裡に終了することができた。

又、27日はクリーンいわて事業団の施設見学を行い、午後散会した。

会議終了後、参加者より「アンケート調査」を実施したところ、次のような回答があった。

調査対象 49件

回答数 41件（回収率94%）

1) 参加してよかったです 40件

内容が薄かった 1件

2) 会議の進め方

- ① 説明・質問の時間を長く 16件
- ② 説明・質問を短く意見交換を長く 18件
- ③ その他 7件

十分な時間を確保して欲しい

質問事項を中心に説明を

3) その他の意見

全体会議と廃棄物センター意見交換会に分ける必要はなく、すべてに参加したい

センター意見交換会だけでも2、3時間の時間が欲しい

（事業を開始しているところの具体的な話を聞きたい）

来年度もぜひ開催して欲しい

（参加者：都道府県・指定都市・公社・公団 82名）

役 員 名 簿

(敬称略・50音順)

平成7年3月23日現在

顧 問	豊 田 章一郎	(社) 経済団体連合会会長
	津 島 雄 二	衆議院議員
会 長	関 本 忠 弘	経団連副会長 (社) 日本電子機械工業会会长 日本電気会長
理 事 長	太 田 文 雄	東芝顧問
副理事長	中 野 徹 雄	協和醸酵工業相談役
常務理事	石 塚 守 正	
	片 山 徹	常勤
	西 澤 裕	(財) 地域総合整備財團理事
	牧 野 昭 一	常勤
	横 田 英 司	消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事
理 事	安 部 浩 平	電気事業連合会会长 中部電力社長
	砂子田 隆	全国知事会事務総長
	大 石 源 誌	財團事務局長
	菊 池 功	(社) 日本電機工業会会长 安川電機社長
	齋 藤 裕	(社) 日本鉄鋼連盟会長 経団連評議員会議長 新日本製鐵会長
	笛 山 幸 俊	指定都市市長代表 神戸市長
	澤 村 治 夫	日本化學工業協会会長、三井東圧化学会長
	鈴 木 勇 吉	(社) 全国産業廃棄物連合会会长
	関 本 忠 弘	経団連副会長 (社) 日本電子機械工業会会长 日本電気会長
	建 内 保 興	石油連盟会長 日本石油会長
	豊 田 達 郎	(社) 日本自動車工業会会长 トヨタ自動車社長
	藤 田 康 夫	全国都道府県議会議長会事務総長
	宮 下 武四郎	日本製紙連合会会长 日本製紙社長
	村 上 公 男	日本開発銀行理事
	森 川 敏 雄	全国銀行協会連合会会长 住友銀行頭取
	山 中 和	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター理事長
監 事	内 田 公 三	経団連常務理事
	寺 田 章 次	(社) 日本橋梁建設協会専務理事

評 議 員 名 簿

(敬称略・50音順)

平成7年3月23日現在

小豆畠 孝	東京都清掃局長
岩本 正雄	奈良県保健環境部長
植田 守昭	(社)日本鉄鋼連盟副会長・専務理事
牛島 曜文	福岡市環境局長
尾島 巍	(社)日本電子機械工業会専務理事
香川 勉	(社)日本自動車工業会常務理事
菅野 明	(社)東京銀行協会副会長・専務理事
畔柳 昇	電気事業連合会専務理事 中部電力取締役
小島 幹生	(社)日本貿易会専務理事
近藤 仁善	北九州市環境局長
合田 宏四郎	(社)日本ガス協会専務理事
佐藤 豊三	(社)不動産協会専務理事
佐藤 良正	環境事業団理事
島田 隆志	日本鉱業協会専務理事
高橋 節治	通信機械工業会専務理事
高山 清彦	(社)全国産業廃棄物連合会副会長
田治見 昭	(社)日本環境衛生工業会理事 日本鋼管常務取締役
田中 勝	国立公衆衛生院廃棄物工学部長
筒井 和夫	(社)日本産業廃棄物処理振興センター評議員 大成建設常務取締役
永井 信夫	(社)日本電機工業会専務理事
新谷 鐵郎	日本製薬工業協会理事長
能登 勇	石油連盟専務理事
花嶋 正孝	福岡大学工学部教授
平岡 正勝	地球環境システム工学研究所所長
○平山 直道	千葉工業大学工学部教授
藤原 正弘	厚生省水道環境部長
星野 省也	日本製紙連合会理事長
松原 青美	(社)日本建設業団体連合会副会長兼専務理事
松野 允彦	(社)全国地方銀行協会副会長・専務理事
森下 忠幸	水資源開発公団理事
森山 昌英	日本化学纖維協会専務理事
山中 正美	日本化学工業協会専務理事
○山村 勝美	(財)廃棄物研究財團理事長

(○は議長、○は議長代行)

企画・運営委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

平成7年3月23日現在

委員長	西 室 泰 三	経団連環境安全委員会廃棄物部会長 東芝常務取締役
委 員	尼 木 始	住友銀行事業調査部長
	石 岡 禹 雄	環境事業団業務部環境保全課長
	大 関 彰一郎	(社)日本鉄鋼連盟立地環境委員会廃棄物専門委員会 委員長 NKK鉄鋼技術センター環境エネルギー部長
	太 田 元	経団連産業政策部長
	河 合 秀 喜	電気事業連合会立地環境部長
	河 村 清 史	国立公衆衛生院廃棄物処理工学室長
	木 下 正 明	厚生省産業廃棄物対策室長
	酒 見 義 人	日本化学会立地環境委員会廃棄物部会長 住友化学工業環境保安部長
	嶋 田 健	(社)日本自動車工業会企画・環境対策部次長
	下 井 泰 典	(社)日本電機工業会環境保全委員会委員長 東芝生産技術推進部環境管理センター部長
	鈴 木 勇 吉	(社)全国産業廃棄物連合会会長
	武 田 信 生	京都大学工学部教授
	豊 田 忠 輝	(社)日本建設業団体連合会常務理事
	永 田 勝 也	早稲田大学理工学部教授

「産廃振興財団ニュース」 No.3 (1995. 5)

平成7年5月10日 発行

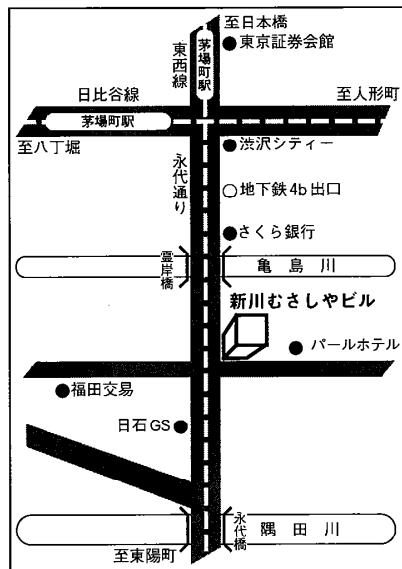
発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒104 東京都中央区新川1-2-10 (新川むさしやビル3F)

TEL 03-3206-4791 FAX 03-3206-4793

印刷 株式会社 環境産業新聞社



交通機関

営団地下鉄日比谷線・東西線 「茅場町駅」
(4b出口) より徒歩5分

財團法人 産業廃棄物処理事業振興財團

〒104 東京都中央区新川1-2-10 新川むさしやビル3階

Tel : 03(3206)4791 Fax : 03(3206)4793